

26年6月の開催に向けて

### 「第18回環境フェスティバル」の実行委員を募集します

毎年6月の環境月間に、市内最大規模の環境イベントとして、環境フェスティバルを開催しています。今年と同フェスティバルでは、40を超える市民団体・事業者などの皆さんに参加・ご協力をいただきました。

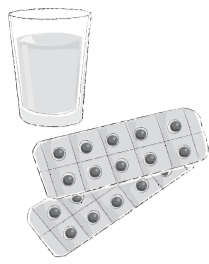
今年募集する実行委員は、来年6月に開催予定の「第18回環境フェスティバル」の企画内容の検討や、開催当日の運営など、中心的な役割を担う実行委員会の委員です。ぜひ、実行委員会と一緒に活動を楽しみましょう。



### ジェネリック医薬品利用通知を発送します

市国民健康保険では、現在服用している新薬（先発医薬品）からジェネリック医薬品（後発医薬品）に切り替えた場合、薬代の自己負担額がどのくらい軽減できるか試算した通知を次の方に送付します。通知が届きましたら、切り替えの参考資料として、ご利用ください。

【対象となる方】国民健康保険証を使用して25年6月・7月に薬の処方を受けていて、ジェネリック医薬品に切り替えることにより、薬代の自己負担額を一定金額以上軽減できる方



【発送時期】6月に処方の方は10月中、7月に処方の方は11月中

【ジェネリック医薬品に切り替える場合の注意点】主治医や調剤薬局の薬剤師と十分相談してください。医師の治療上の判断によりジェネリック医薬品が処方されない場合があります。

【問い合わせ先】ジェネリック医薬品利用通知書に関する質問は、同通知書に記載のコールセンターへ

詳しくは保険年金課国民健康保険係 ☎470・7733 へ。

政策課宛て郵送、ファクス（470・7809）、電子メール（kankyoseisaku@city.higashikurume.jp）または同課（市役所5階）へ直接持参してください。

※応募の結果は11月の第1週目までに、第1回実行委員会の開催通知と併せて、お知らせします。

詳しくは同課 ☎470・7753 へ。

### 男女平等推進市民会議の市民委員を募集します

男女平等推進市民会議は、市長の諮問に応じ、これまで7期に渡って地域の中で、男女が共に豊かさを実感できるまちづくりのために提言を続けてきました。7期目では、第2次男女平等推進プランの評価方法や進捗状況評価の答申を行い、市はその実現に努めているところです。

今回、第8期の市民会議設置に当たり、市民公募委員を募集します。

【応募資格】市内在住の20歳以上の方

【募集人数】4人

【検討内容】第2次男女平等推進プランの進捗状況評価など

【任期と会議回数など】任期738へ。

（11月から2年間。10回程度（平日午後6時半から）の会議を予定）

【選考】書類・面接

申し込みは「男女共同参画社会実現のためのあなたの考え」を400字程度にまとめ、10月21日（月）までに（必着、住所・氏名・電話番号・生年月日・経歴および社会活動の経験などを記入の上、〒203-8555、市役所生活文化課男女共同参画係宛て郵送、電子メール（seikatsudunka@city.higashikurume.jp）、または同課（市役所2階）へ直接持参してください。

※応募書類は返却しません。詳しくは同係 ☎470・7738 へ。

### 高齢者向け優良賃貸住宅の入居者を募集します

リベレほんむら（下里1ノ11ノ22）と、こもれび滝山公園（滝山2ノ1ノ17）では、世帯の収入に応じた公的家賃補助がある民間賃貸住宅として、入居者を募集中です。

【入居基準】

- 都内に3年以上在住の60歳以上の方で、一定の収入基準以下の世帯

申し込みは次の各住宅管理者へ。

▼リベレほんむらⅡ 東京みらい農業協同組合東久留米支店（幸町3ノ7ノ2、☎475・0025）

▼こもれび滝山公園Ⅱ株式会社大信商事（前沢4ノ9ノ6、☎473・3111）

詳しくは福祉総務課高齢者福祉係 ☎470・7777（内線2508）へ。

ご存じですか

### 高齢者の見守り・声掛けの関連事業をご案内します

東久留米市では、高齢者の見守りに関する事業を多数展開し、さまざまな視点から高齢者の見守りをしています。それぞれの事業には、対象となる方の条件などがありま

すので、詳しくは各担当課へお問い合わせください。

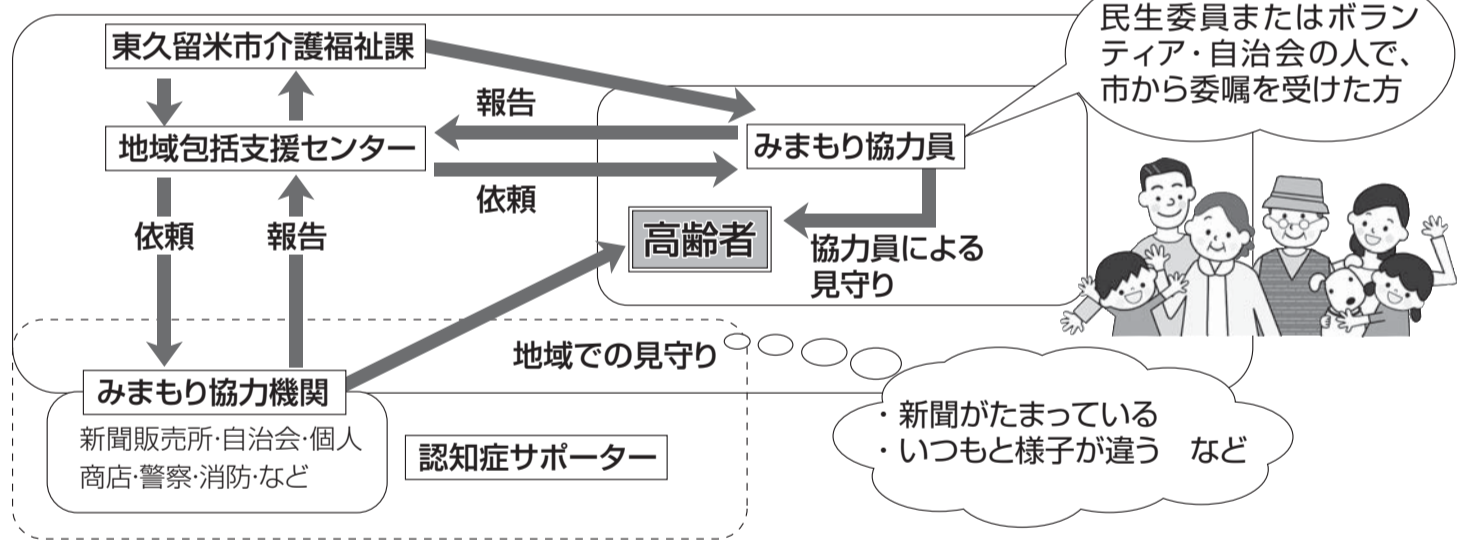
民生委員またはボランティア・自治会の人で、市から委嘱を受けた方



協力員による見守り

・新聞がたまっている  
・いつもと様子が違う など

### ★みまもりネットワーク事業のしくみ



### 市などが行う高齢者の見守り・声掛けの関連事業

事業名	対象者	内容	担当課など
配食サービス事業	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯で、日常生活を営むのに支障があり市内に住所がある要生活支援高齢者（介護認定非該当～要支援1・2、要介護1～5）	健康保持を図るとともに、定期的な触れ合いにより安否確認をするために食事を提供します。週2食まで（昼または夜）。利用料500円（1食）。	東部 ☎473・9996 中部 ☎470・8186 西部 ☎472・0661 の各地域包括支援センター または 介護福祉課地域ケア係 ☎470・7777 (内線2557)
みまもりネットワーク事業	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯で、親族の訪問が月1回未満で介護保険などの公的サービスが未利用の方	みまもり協力員が高齢者に声掛けや遠い見守り（郵便物の確認など）を行います。地域包括支援センターで相談の上、個別に計画します。無料。	介護福祉課地域ケア係 ☎470・7777 (内線2557)
緊急通報システム事業	65歳以上の①ひとり暮らし②病弱な高齢者世帯で、心臓疾患などのために日常生活を営む上で常時注意を必要とする方	直接消防署へ連絡できる機器を貸与します。無料。協力員（500m以内に居住している方）が2名必要。	福祉総務課高齢者福祉係 ☎470・7777 (内線2508)
乳酸菌飲料配布事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者	安否確認のため、乳酸菌飲料を週に4回配達します。無料。協力員が2名必要。	福祉総務課高齢者福祉係 ☎470・7777 (内線2508)
友愛活動（東久留米老人クラブ連合会）	老人クラブに加入している会員（ひとり暮らしの方など）	東久留米老人クラブによる会員への電話や声掛けの安否確認を行い、家庭訪問をして話し相手になることで高齢者の孤立感を解消します。	福祉総務課高齢者福祉係 ☎470・7777 (内線2508)
ミニデイホーム・サロン活動	ひとり暮らし高齢者、障害者、乳幼児を抱える親など	市社会福祉協議会が実施。趣味・健康・交流活動などを通して、顔の見える関係をつくります。月1～2回。	市社会福祉協議会 ☎471・0294
あんしん居住制度	都内の都営住宅や公団・公社の住宅、民間賃貸住宅、持ち家に居住している高齢者および障害者	有料で緊急対応や24時間電話相談を含む、みまもりサービスを提供します。利用料5万3,300円（年額）から。	公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター ☎03・5466・2635